

障害者の社会参加をすすめる会 規約

第一条（名称）

この会の名称は「障害者の社会参加をすすめる会」（以下「会」という）とする。

第二条（目的）

この会は社会福祉に関する任意の公益団体とする。

主に障害を持つ人への社会参加の支援を通じて、障害・年齢・性別・人種等あらゆる枠を取り払い、誰もがあたりまえに暮らせる地域・社会創造を推進する。

第三条（事業）

第二条（目的）に沿って次の事業を行う

- 1）夢燈館の運営
- 2）特定非営利活動法人ビーポップとの共同事業
- 3）自立生活を支援する事業
- 4）文化・広報・交流事業
- 5）その他、目的に沿った必要な事業

第四条（事業所の名称と所在地）

- 1）心身障害者地域デイケア施設 就労センター夢燈館
さいたま市桜区南元宿 2 - 2 2 - 9
- 2）心身障害者地域デイケア施設 プラザ夢燈館
さいたま市浦和区神明 2 - 1 4 - 5

尚、「会」の本部は、埼玉県さいたま市浦和区神明 2 - 1 4 - 5 におく

第五条（会員）

- 1）第二条（目的）に賛同し、年会費（二千元）を納入して共に活動するものを会員とする
- 2）第二条（目的）に賛同し、年会費（一口一千元以上、何口でも可）を納入して財政面で援助行うものを賛助会員とする

第六条（会員の権利）

- 1）「会員」は総会に参加し、総会における議決権、また発言権を有する
- 2）財政・運営等に関する情報開示を求めることができる
- 3）運営委員会に「会」の事業に関わる意見を述べるすることができる

第七条（総会）

- 1）総会は「会」の最高の議決機関であり、会員の出席者を持って構成する
- 2）総会は出席者（委任状を含む）の 1 / 3 をもって成立する
- 3）定期総会は年一回開催する。
- 4）臨時総会は、第十条に定められた場合に召集できる。
- 5）定期総会は次の事を行う
 - 一 事業計画及び予算・決算の承認
 - 二 役員を選出及び運営委員の選出
 - 三 規約の改廃
 - 四 その他、必要な事項の審議

第八条（役員会）

1）役員会の目的

役員会は、社会福祉の理想に則り、「会」の発展をめざし、また「会」の事業に責任を負うものとする。

2）構成

代表 1 名 副代表 2 名
会計 2 名 会計監査 1 名

3）役員職務

- 一 代表は、「会」を代表し業務を統括する。任期は二年とし、再任を妨げない。代表がやむをえない理由で職務遂行が困難な場合は、業務を副代表に委任するものとする。ただし、役員会の総意が得られた場合にのみ、その他の適切な人物に委任することができる。
- 二 副代表は、代表を補佐し代表に事故あるときその職務を行う。任期は二年とし、再任を妨げない。
- 三 会計は、「会」の会計に関する業務を行う。任期は二年とし、再任を妨げない。
- 四 監査は「会」の会計を監査する。ただし監査は他の役員を兼任してはならない。任期は二年までとし、原則として連続した再任は不可とする。

第九条（その他の審議機関）

1）利用者会議

- 一 利用者会議は、就労センター夢燈館とプラザ夢燈館それぞれに設置し、利用者全員によって構成される。議長は互選とする。
- 二 利用者会議では、授産に関わる事項をはじめ、日常的な議論と交流の場とする。

2）スタッフミーティング

- 一 スタッフミーティングは、職員で構成する。
- 二 スタッフミーティングでは、日常的な運営や支援に関わる連絡事項を伝え、審議の必要な事項については協議し、合意を得る。

3）運営委員会

- 一 運営委員会は、利用者・職員・保護者・見識者等で構成し、会員からの要求をうけて代表が召集する。
- 二 構成員は、議題ごとに5人以上10人以下で調整し、任期は設けない。
- 三 運営委員会では、ひろく会員の審議の必要な事項について協議する。

第十条（臨時総会）

監査を除く役員および運営委員の2/3（端数が出た場合は切上）の賛成が得られた場合、役員会および運営委員会は臨時総会を召集できる。

第十二条（事業年度）

この「会」の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする

第十三条（附則）

この会則は2006年5月30日より改正し施行する

2001年5月21日 一部改訂
2002年5月 8日 一部改訂
2003年5月27日 一部改訂
2006年5月30日 一部改訂